

## 農業経営改善関係資金基本要綱

平成14年7月1日14経営第1704号農林水産事務次官依命通知  
改正：平成15年3月4日14経営第6588号  
改正：平成16年4月1日15経営第6838号  
改正：平成17年4月1日16経営第8723号  
改正：平成18年3月30日17経営第7209号  
改正：平成19年3月29日18経営第7812号  
改正：平成20年4月1日19経営第7718号  
改正：平成20年4月16日20経営第40号  
改正：平成20年10月1日20経営第3733号  
改正：平成20年12月1日20経営第4931号  
改正：平成21年4月1日20経営第7221号  
改正：平成21年5月29日21経営第993号  
改正：平成22年4月1日21経営第6879号  
改正：平成22年8月13日22経営第2545号  
改正：平成23年4月1日22経営第7266号  
改正：平成23年5月2日23経営第249号  
改正：平成24年3月30日23経営第3564号  
改正：平成26年4月1日25経営第3946号  
改正：平成27年4月1日26経営第3469号  
改正：平成28年4月1日27経営第3219号  
改正：平成28年12月27日28経営第2306号  
改正：平成29年3月30日28経営第3171号  
改正：平成30年3月28日29経営第3481号  
最終改正：平成30年5月9日30経営第399号

### 目次

- 第1 趣旨
- 第2 対象資金等
- 第3 農業者の手続等
  - 1 経営改善資金計画書の作成等
  - 2 融資審査
  - 3 債権保全措置
  - 4 その他
- 第4 窓口機関等
- 第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続
  - 1 窓口機関の融資相談対応等
  - 2 窓口機関の関係機関への通知
  - 3 融資機関相互の分担関係の基準
  - 4 融資機関等の審査
  - 5 融資審査結果の窓口機関への通知
  - 6 借入希望者への通知
  - 7 融資実行後の措置
- 第6 その他
- 別紙1 (第3の1関係) (表面) 農業経営改善関係資金(前向き制度資金)借入申込希望書  
(裏面) 個人情報の取扱いに関する同意書
- 別紙2 (第3の1関係) 経営改善資金計画書((1)から(4)までのいずれかを使用)、認定新規就農者の貸付けに関する意見書、確認書
- 別紙3 (第3の2関係) 経営改善資金計画書の審査の考え方
- 別紙4 (第3の4関係) 平成〇年の経営状況報告書(△年目)
- 別紙5 (第5の6関係) 融資審査等総括表
- 別紙6 (第5の6関係) 借入申込書
- 別紙7 (第5の6関係) 債務保証委託申込書

### 第1 趣旨

本要綱は、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の目指す効率的かつ安

定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手(単なる生産者ではない経営者)が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものである。

(注) 短期運転資金については、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第4に定める農業経営改善促進資金(以下「スーパーS資金」という。)で対応する。

## 第2 対象資金等

1 本要綱の対象とする資金(以下「本要綱対象資金」という。)は、次の資金とする。

資金名	資金の性格等		
<p>1 農業近代化資金 (農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱(平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知)第2に定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めるものをいう。以下同じ。)</p> <p>① 認定農業者向け(注1、2、3) ② 認定新規就農者向け(注4) ③ その他担い手向け</p>	<p>農協等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給</p> <p>〔2の資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	<p>経営改善のための一般的な長期資金(有利子)</p>	
<p>2 株式会社日本政策金融公庫資金(以下「公庫資金」という。)</p>			
<p>(1) 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)(注3) (農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。以下同じ。) [認定農業者向け]</p> <p>(2) 経営体育成強化資金(注5) (経営体育成強化資金実施要綱(平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「育成強化資金実施要綱」という。)第2に定める資金をいう。以下同じ。) ① 認定新規就農者向け ② その他担い手向け</p>	<p>・償還期限の長いもの ・資金規模の大きいもの ・農地取得を含むもの等、農協等民間金融機関で対応し難い場合に株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が融資(直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能)</p> <p>〔2(1)の資金については1又は2(3)の資金との、2(2)の資金については1又は2(3)若しくは(4)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	<p>特別の場合の長期資金</p>	
<p>(3) 農業改良資金(注6) (農業改良資金制度運用基本要綱(平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。)第3に定める資金をいう。以下同じ。) [その他担い手向け]</p>	<p>新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資(直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能)</p> <p>〔1又は2(1)若しくは(2)若しくは(4)の資金との併せ貸しも〕</p>		

	可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない	(無利子)
(4) 青年等就農資金 (青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。以下同じ。) [認定新規就農者向け]	認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資(直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能)  1又は2(2)若しくは(3)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない	

(注1)「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。以下同じ。)の認定を受けた農業者をいう。

(注2) 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。2の公庫資金について同じ。

(注3) クイック融資による農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の融資審査の手続等については、農林水産省経営局長が別に定めるところにより対応するものとする。

(注4)「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。

(注5) 経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、農業負債整理関係資金基本要綱(平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知)により対応するものとする。

(注6) 農業改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第4の1に定める者が同資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

2 認定農業者は、本要綱対象資金の融通と併せて、資金繰りの短期運転資金として、スーパーS資金の融通を受けることが可能である。

3 認定農業者が経営の多角化等を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金(アグリビジネスの強化を推進するための金融措置(平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知)第2に定める資金をいう。)の融通を受けることが可能である。

### 第3 農業者の手続等

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者(融資を受けようとする者をいう。以下同じ。)の手続等は次

に定めるところによるものとする。

ただし、1の(5)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、

ア 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合）に

イ 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫の支店に

ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、農業信用基金協会に

1の(1)の借入申込希望書（別紙1）及び経営改善資金計画書（別紙2）を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。

なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手続等については、本要綱で定める窓口機関の手続等（第5の2の(1)から(3)までを除く。）に準ずるものとする。

## 1 経営改善資金計画書の作成等

### (1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別紙2の(1)又は(2)により作成し、別紙1の借入申込希望書とともに、(5)の窓口機関に提出するものとする。

なお、1回の借入希望額が個人にあつては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあつては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者（以下「被災借入希望者」という。）にあつては、別紙2の(1)又は(2)の経営改善資金計画書に代えて、別紙2の(3)又は(4)の経営改善資金計画書（以下「簡素化様式」という。）を使用することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、簡素化様式を使用することはできないものとする（ただし、被災借入希望者を除く。）。

### (2) 認定農業者にあつては(1)の書類と併せ農業経営改善計画書及び農業経営改善計画書の認定書の写しを、認定新規就農者にあつては(1)の書類と併せ青年等就農計画書、青年等就農計画書の認定書の写しを、(5)の窓口機関に提出するものとする。

なお、指導農業士（これに類するものを含む。）等（以下単に「指導農業士等」という。）から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別紙2の(5)の①の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出

するものとする。

- (3) 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書及び借入申込希望書の記載不備を理由に、(5)の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（都道府県、市町村、農業委員会、担い手育成総合支援協議会、青年農業者等育成センター等をいう。以下同じ。）等に相談することができるものとする。

なお、借入希望者は、インターネット等を活用して資金に関する事前相談を行っている融資機関及び関係機関等に対しては、インターネット等により事前相談を行うことができるものとする。

- (4) (5)の窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、都道府県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、都道府県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が(2)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、都道府県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の(5)の②の確認書を提出することができるものとする。

- (5) 経営改善資金計画書等（(1)及び(2)の規定に基づき、借入希望者等が、並びに(4)の規定に基づき都道府県が窓口機関に提出する書類。以下同じ。）の提出先は、第4の1に定める窓口機関とする。

なお、借入希望者は、最寄りの窓口機関が分からない場合は、都道府県（農業制度資金担当課又は普及指導センター）に照会できるものとする。

- (6) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、1月半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画等を提出するよう配慮するものとする。

## 2 融資審査

- (1) 第5の2により窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書及び借入申込希望書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、

ア 農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は適切であり、実行可能か

イ 経営改善のための計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、その結果、融資の返済が可能となるか

ウ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか

について責任をもって判断するものとする。

(2) 融資機関は、(1)の判断に際して、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。

(3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間普及指導センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者である場合は、普及指導センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

### 3 債権保全措置

(1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

（注）農業信用基金協会による保証は、公庫資金については、転貸方式で融資する場合を除き、付することができない。

(2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

(3) 農業近代化資金、農業改良資金又は青年等就農資金に係る農業信用基金協会の保証については、2の融資審査をクリアすることを前提として、当該各資金に係る借入申込者ごとの通算残高が次の額（農業近代化資金及び農業改良資金に係るものにあつては、ア又はウの額をいい、青年等就農資金にあつては、イの額をいう。）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで農業信用基金協会による保証を行うものとする。

ア 認定農業者に貸し付けられるもの

個人1,800万円（法人3,600万円）

イ 認定新規就農者に貸し付けられるもの

3,700万円（青年等就農資金基本要綱第3の3ただし書の場合にあつては1億円）

ウ 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人1,500万円（法人3,000万円（任意団体も同じ。））

(4) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実に認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）こ

とを基本とする。

また、融資機関は、以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であって、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1年間普及指導センター等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、当該場合において、借入希望者が認定新規就農者である場合は、融資機関は、当該認定新規就農者に対し、普及指導センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

#### 4 その他

- (1) 借入希望者は、第5の6の(2)により、経営改善資金計画書等の窓口機関への提出から、原則として、1年半以内に融資の可否についての回答を受けられることとなっている。

1年半以内に手続きが終了しない場合には、窓口機関からその理由の説明がなされることになっているが、説明がない場合には、借入希望者は窓口機関に問い合わせることができる。

- (2) 借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、毎年、別紙4により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

ただし、簡素化様式を使用して融資を受けた借入者にあっては、融資機関から別紙4を参考にして当該融資機関が定める様式により経営状況の報告を求められた場合を除いて、報告を省略できるものとする。

### 第4 窓口機関等

- 1 経営改善資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次のとおりとする。

- (1) 本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間金融機関及び公庫の受託金融機関（農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合）

- (2) 公庫

- 2 都道府県は、毎年度、管内の窓口機関である金融機関のリストを作成し、その周知徹底（借入希望者からの照会への適切な対応を含む。）に努めるものとする。

- 3 都道府県は、本要綱対象資金の適切な対応ができないと判断した金融機関については窓口機関から除外できるものとする。都道府県は、窓口機関から除外した金融機関については、本要綱対象資金の融資機関からも除外する方向で手続きを進め、又は関係する金融機関との調整を行うものとする。

- 4 都道府県は、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿を整備するものとする。

## 第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続

### 1 窓口機関の融資相談対応等

窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿を整備するものとする。

また、窓口機関は、第3の1の(3)に基づき、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

### 2 窓口機関の関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、融資機関及び関係機関に関係書類の写しを送付するものとする。(ただし、個人情報の取扱いについては第6の3及び4に留意することとする。)

なお、窓口機関が関係書類の写しを特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)の事務局に送付すれば、推進会議が(1)から(5)までの各手続を窓口機関に代わって行えることとする等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、これに従って差し支えない。

- (1) 窓口機関が公庫である場合には借入希望者の希望する又は取引している民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には公庫に対し、直ちに当該関係書類の写しを送付することとする。ただし、借入希望者が簡素化様式を使用して手続を行った場合であり、かつ、3の分担関係の基準に照らして融資機関が単独で対応することが適当であるときは、当該関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。
- (2) 窓口機関は、直ちに普及指導センターに関係書類の写しを送付することとする。
- (3) 窓口機関は、3の分担関係の基準に照らして民間金融機関が対応する(農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合が公庫資金を転貸する場合を含む。)ことが適当である場合には、借入希望者が農業信用基金協会による保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に関係書類の写しを送付することとする。
- (4) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者である場合には、次の手続を行うこととする。
  - ア (1)から(3)までの手続を行う(第3のア～ウに該当する場合は除く。)とともに、次に掲げる推進会議の構成員に関係書類の写しを送付するものとする。
    - (ア) 借入申込案件について、推進会議が、資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(当該借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金



協会)に委任する場合 当該融資機関

(イ) (ア)に該当しない場合 推進会議の事務局その他直接関係を有する構成機関

イ 農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金（認定就農計画に基づく場合に限る。）、農業近代化資金及び青年等就農資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定（農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を求めることとする。

なお、農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定機関である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ウ 農業改良資金の貸付けについては経営改善資金計画について推進会議の認定を要しないが、推進会議が特に必要と認める場合には、メンバー間で経営改善資金計画の内容について協議するものとする。

(5) 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、(1)から(3)までの手続きを含め（第3のア～ウに該当する場合は除く。）、(4)のアの（ア）又は（イ）に掲げる場合に応じ、関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画についての認定（経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を求めることとする。

なお、市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ア 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者

ウ 農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

(6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を当該借入希望者が居住する都道府県の農業経営相談所（農業経営の法人化を目的に、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2等に基づき、各都道府県段階に整備された体制をいう。以下「農業経営相談所」という。）に随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。農業経営相談所が整備されていない都道府県においては、各都道府県に当該情報を提供することとする。

### 3 融資機関相互の分担関係の基準

(1) 公庫及び民間金融機関の分担関係の基準は、

ア 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して公庫が対応する（認定新規就農者向けの資金は除く。）

イ 資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して公庫が対応する。

ウ 借入額が認定農業者については1,800万円（法人は3,600万円）、その他の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときはその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については1,500万円（法人は3,000万円（任意団体も同じ。))を超える場合は、当該超える部分は公庫が対応する（農業改良資金を除く。）

エ 認定新規就農者にあつては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、公庫が対応するものとする。

オ これら以外については民間金融機関が対応することを基本とする。

なお、公庫と民間金融機関の協議によって、分担関係の基準を修正することができるものとする。

- (2) 農業改良資金の活用が考えられる場合には、公庫（公庫の受託金融機関を含む。）は、普及指導センター等都道府県関係部局と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

#### 4 融資機関等の審査

- (1) 融資機関は、3の分担関係の基準に照らし、融資審査を実施するものとする。
- (2) 借入希望者が機関保証を希望しており、民間金融機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該民間金融機関は、農業信用基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとする。
- (3) 融資機関が融資を行おうとするときは、農業近代化資金については都道府県の利子補給承認手続の準備を、農業改良資金については農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第6条に規定する都道府県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。
- (4) 融資審査を進める中で、融資機関としては融資できない可能性が高いときは、窓口機関の受理から3週間以内に、他の融資機関（公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。

#### 5 融資審査結果の窓口機関への通知

窓口機関以外の融資機関が審査を行っている場合には、融資審査の結果を窓口機関

に通知するものとする。

## 6 借入希望者への通知

- (1) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (2) 窓口機関は、借入申込希望書等の受理から原則として、1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (3) (2)の場合において、融資を行わないときは、別紙5の総括表により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。
- (4) 融資を行う場合は、(2)のほか、当該融資機関から借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、正式な借入申込書(別紙6)(農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、債務保証委託申込書(別紙7)を含む。)等の提出を求め、(2)の融資の可否通知から2週間以内にすべての手続を完了し、借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行が確実に行われるものとする。

なお、第3の本文ただし書の手続(借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続)によるときは、借入申込希望書及び経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書及び債務保証委託申込書の提出を求めても差し支えないものとする。

## 7 融資実行後の措置

- (1) 融資機関は、第3の4の(2)に基づき、借入者から提出される経営状況の報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うものとする。
- (2) 融資機関は、第6の2の円滑な実施のため普及指導センターから求められた場合には、遅滞なく、第3の4の(2)に基づき借入者から提出のあった経営状況報告書の写しを当該普及指導センターに送付するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、普及指導センターが濃密な指導(新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。)を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該普及指導センターに送付するものとする。

## 第6 その他

- 1 都道府県及び関係機関は、農業の担い手に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮することとする。

- 2 普及指導センターは、本要綱に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導を行うよう努めることとする。
- 3 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。
- 4 窓口機関、都道府県、普及指導センターその他の関係する機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 5 窓口機関は、借入申込希望書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の2の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙1の裏面）の確認欄に署名又は記名及び押印を求めることとする。
- 6 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、本要綱の施行前に経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の1、認定農業者育成推進資金融通措置要綱（平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事務次官依命通知）第4の1及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成13年5月1日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知）第3の1により推進会議の認定を受けた資金利用計画は、本要綱により推進会議の認定を受けた経営改善資金計画とみなす。

附 則（平成22年8月13日22経営第2545号）

この要綱の一部改正は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日22経営第7266号）

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月2日23経営第249号）

この要綱の一部改正は、平成23年5月2日から施行する。

附 則（平成26年4月1日25経営第3946号）

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日26経営第3469号）

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第3219号）  
この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日28経営第2306号）  
この要綱の一部改正は、平成28年12月27日から施行する。

附 則（平成29年3月30日28経営第3171号）  
この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日29経営第3481号）  
この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月9日30経営第399号）  
この要綱の一部改正は、平成30年5月9日から施行する。









#### 4 経営改善の視点

##### (1) 直近の経営状況はどうなっているのか(経営実績)

(金額単位:千円、その他単位は適宜)

##### ① 経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績

			直近年( 年)	
農業粗収入				
(記入例) 水 稲	共済加入の有無 有・無	経営規模		単収
		生産量		単価
		売上高		変動理由
(記入例) だいこん	共済加入の有無 有・無	経営規模		単収
		生産量		単価
		売上高		変動理由
(記入例) りんご	共済加入の有無 有・無	経営規模		単収
		生産量		単価
		売上高		変動理由
	共済加入の有無 有・無	経営規模		単収
		生産量		単価
		売上高		変動理由
収入保険の加入の有無			有・無	—
作業受託収入				
その他( )				
農業経営費			0	
原材料費				
施設・機械費				
うち減価償却費				
出荷販売経費				
雇用労賃				
支払利息				
支払地代				
その他				
農業所得				
農外所得				
年金被贈等				
農家総所得				
家計費				
租税公課				
償還財源				
償還金(元本)				
差引余剰				
施設・機械等の設備投資				

  

		直近年( 年)	
		単収	
		単価	
		変動理由	
		単収	
		単価	
		変動理由	
		単収	
		単価	
		変動理由	

(注) 変動理由は災害、病害等簡潔に記載。

  

直近年の農家総所得A	千円
直近年の農業所得B	千円
B / A	%

  

例: 農業用生産手段の一時的賃借料など  
 種苗、肥料、農薬、光熱動力その他の諸材料費等  
 出荷手数料、販売促進費等  
 常雇、臨時雇用人などの労賃

農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらないもの(例: 農業共済掛金)

農業粗収入－農業経営費

(事業収入、給与、受取小作料、受取利息等)－農外支出  
 年金、祝金等

農家世帯員が生活を維持するために要した費用  
 国税等の税金のほか、社会保険負担、農協・農業共済組合負担、  
 その他賦課額

農家総所得＋減価償却費－家計費－租税公課

1個または1組の取得価格が10万円以上のものであり、その使用可能年数が1年以上のもの(※平成元年4月～平成10年12月31日までは20万円以上)  
 例: ①畜舎、温室などの建築物、②果樹柵、サイロや用水路等の土地改良設備一切の構築物、③農機具・自動車、④養鶏ケージ、育苗箱等、⑤コンピュータ、FAX等

##### ② 経営力を背景とした財務内容(資産負債バランス)

項目	金額	算出基礎
資産計	0	
預金(共済等の積立金を含む)		
農協等に対する出資金		
土地		
建物		
家畜		
農機・その他		
負債計	0	
農業負債(短期)		
農業負債(長期)		
農外負債		
その他		
正味資産		
保証債務		

③ 経営上の課題はないか

(営農類型: )

項目	状況	問題・課題点(その改善策)	※問題ありの場合に記載
技術レベル	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
単収	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
品質・単価	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
経営規模	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
コスト	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
販売方法	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
家計費	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
その他	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		

※自然災害や価格動向の変動等(リスク)への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へ記入してください。

(2) 経営の改善を図るための事業内容

① 経営改善を図るための方策(4の(1)の③の経営上の課題を踏まえ、その改善方を具体的に記載)


※新作物・流通加工・新技術のチャレンジの場合は、その旨を具体的に記入してください。

② 設備資金の使いみちと資金調達

実施年度	投資内容	規模・能力	数量	事業費 【単位:千円】	新設・更新	資金調達計画	
						(自己資金、補助金、借入金等)	(借入金の場合、償還期間)
1					新設・更新		年
2					新設・更新		年
3					新設・更新		年
4					新設・更新		年
5					新設・更新		年
合計							

※目標年度までのすべての設備投資をご記入ください。(自己資金のみによる設備投資を含めてご記入ください。)  
投資内容の欄について、農地等を取得する場合は、田、畑などの用途と、自作地・小作地の別をご記入ください。

③ 運転資金などの主な使いみちと資金調達(研修、調査、研究開発費として必要な資金も本欄にご記入ください。)

長期運転資金の使いみちと算出基礎	必要時期	必要額	償還期間	備考
	月 日	千円	年	
	月 日	千円	年	
	月 日	千円	年	

④ (スーパーL資金について)経営安定のための資金の使いみちと資金調達

資金の使いみちと必要額の算出根拠	必要時期	必要額	償還期間	備考
○負債の整理(※1)	年 月	千円	年	
○資本構成の是正(※2)	年 月	千円	年	
○その他	年 月	千円	年	

※1 金利が高いとか、償還期間が短いといった理由により、現に経営の安定に支障をきたしている既往負債がある場合に、その負債を整理の対象にするものです。

※2 本来は長期資金で対応すべきものを短期資金で対応したために悪化した流動比率を、長期資金への借換えによって是正するものです。

(参考)既往借入金の状況(農業経営以外の借入金も記載してください。)

( 年 月 日現在)

借入先または資金名	主な資金の使いみち	借入年月	現在残高 【単位:千円】	利率	償還期限	据置期限	償還方法 (いずれかを○で囲んでください)
1		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
2		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
3		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
合 計							

⑤ 経営改善のための計画の算出基礎(該当する営農類型について記入してください。)

(耕種)

作目	実績		目標	
	単収	単価	単収	単価

## (酪農)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
経産牛1頭あたり乳量	kg / 頭			濃厚飼料総給与量	t / 年		
乳価	円 / kg			濃厚飼料平均価格	円 / kg		
乳飼費	%			粗飼料総給与量	t / 年		

## (肉用牛)

品種(該当品種に○)		和牛、F1		乳用種、和牛、F1	
区分	単位	実績	目標	実績	目標
素牛	導入頭数	頭 / 年			
	導入月齢	か月			
	導入価格	千円 / 頭			
販売牛	販売月齢	か月			
	販売体重	kg / 頭			
	販売価格	千円 / 頭			
枝肉ランク	%	A4以上	A4以上	B2以上	B2以上
濃厚飼料総給与量	t / 年				
濃厚飼料平均価格	円 / kg				
粗飼料総給与量	t / 年				

## (養豚)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
種豚の品種	♂			肥育豚	出荷日令	日	
	♀				出荷体重	kg	
母豚1頭当り年間産子数	頭 / 年			上物率	%		
母豚平均分娩回数	回 / 年			肥育豚販売手数料	円 / 頭		
販売子豚	出荷日令	日		飼料総給与量	t		
	出荷体重	kg		飼料要求率			

## (採卵鶏)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
鶏種	♂			淘汰方法			
	♀			産卵期間	か月		
導入ヒナ	日令	日		飼料総給与量	t		
	価格	円 / 羽		飼料要求率			
年間導入羽数	千羽			G. P. 経費	円 / kg		
育成率	%						

## (ブロイラー)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
鶏種				育成率	%		
ヒナ購入価格	円 / 羽			出荷日令	日		
鶏舎延坪数	坪			出荷体重	kg / 羽		
坪当たり常時飼養羽数	羽 / 坪			飼料総給与量	t		
餌付回数	回 / 年			飼料要求率			
餌付羽数	千羽 / 年						

※ 営農類型における「実績」欄については、認定新規就農者であって、経営開始初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。

(3) 計画が実行された場合に収益はどうなるか、融資返済は可能か

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標(5年目)
農業粗収入						
記入例 水 稲	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
作業受託収入						
その他( )						
農業経営費						
原材料費						
施設・機械費						
	うち減価償却費					
出荷販売経費						
雇用労賃						
支払利息						
支払地代						
その他						
農業所得						
農外所得						
年金被贈等						
農家総所得						
家計費						
租税公課						
償還財源						
償還金(元本)						
差引余剰						
施設・機械等の設備投資						
農業負債(短期)						
農業負債(長期)						
農外負債						
計						

別添 (別紙2の(1)(第3の1関係) 経営改善資金計画書(個人))

○ 自家経営の概要

※ 認定新規就農者であって、親(親族(三親等以内の者をいう。))を含む。以下同じ。)の農業経営を継承又は親の経理と区分して部門経営を開始する場合は、以下の様式に親の直近の経営状況等を記載すること。

経営主の状況	氏名			
	年齢	歳	認定新規就農者との続柄	
	住所			
	農業者年金の加入状況	(いずれかの□にチェックを入れて下さい。) ① 加入 <input type="checkbox"/> ② 未加入 <input type="checkbox"/>		
	経営移譲年金裁定請求の予定	(いずれかの□にチェックを入れて下さい。) ① 無 <input type="checkbox"/> ② 有 <input type="checkbox"/> (予定時期 年 月頃)		
経営主の経営概況	部門名	経営規模	生産量	売上高
				千円
	計			
経営主の所得	農業所得	千円		
	農外所得	千円		
	計	千円		

※ 部門名は、稲作、酪農等を記入し、基幹部門に○印を付すこと。  
(添付書類) 親の経営に係る最近3か年の青色申告書、白色申告書、農協の組合員勘定、貸借対照表、損益計算書、所得(損失)計算明細書等

# 経営改善資金計画書(法人)

<input type="checkbox"/>	農業協同組合	
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会	
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫	支店
<input type="checkbox"/>	銀行	店
<input type="checkbox"/>	信用金庫	店
<input type="checkbox"/>	信用協同組合	店
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫	支店

提出先の窓口機関にチェックを入れてください。

御中

(注) 1～3並びに4(1)③及び(2)①以外の事項について、この様式に記載されている事項が含まれている別途書類がある場合は、別紙のとおり記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。(農業経営相談所(農業経営に関する相談を受け付けるもので国の農業経営者サポート事業により設立されたもの)を利用しているものは、1～3並びに4(1)③及び(2)①の事項についても、同様。)

年 月 日

住所

法人名

代表者

印

1 計画期間 年度～ 年度

## 2 法人の概要

設立年月	年	月
------	---	---

資本金	千円
-----	----

構成員氏名	年齢	役職担当	法人従事日数	出資口数	目標年の状況

注 連帯債務者は、氏名に○印を記入

構成戸数	戸
------	---

常時雇用	人
------	---

臨時雇用	人
------	---

## 3 経営規模

田 (うち借地)	a	( a)
畑 (うち借地)	a	( a)
樹園地 (うち借地)	a	( a)
採草放牧地(うち借地)	a	( a)
施設面積	棟	m <sup>2</sup>
常時飼養家畜	種類	頭、羽

(添付書類)最近3か年の決算書(付属明細書を含む)

※法人格を有しない団体も本計画書に準ずる。

4 経営改善の視点

(1) 直近の経営状況はどうなっているのか(経営実績)

(金額単位:千円、その他単位は適宜)

① 経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績

			直近年( 年)			直近年( 年)
売上	(記入例) 水 稲	共済加入の有無 有・無	経営規模		単収	
			生産量		単価	
			売上高		変動理由	
	(記入例) だいこん	共済加入の有無 有・無	経営規模		単収	
			生産量		単価	
			売上高		変動理由	
	(記入例) りんご	共済加入の有無 有・無	経営規模		単収	
			生産量		単価	
			売上高		変動理由	
		共済加入の有無 有・無	経営規模		単収	
			生産量		単価	
			売上高		変動理由	
		共済加入の有無 有・無	経営規模		単収	
			生産量		単価	
			売上高		変動理由	
収入保険の加入の有無		有・無	—			
その他( )			0			

(注)変動理由は災害、病害等簡潔に記載。

売上原価	0
期首商製品棚卸高	0
当期商品仕入高	0
当期製品製造原価	
材料費	
労務費	
賃借料	
その他経費 (減価償却)	
期末商製品棚卸高	0

法人の直近年売上高 A	千円
農業に係る直近年の売上高 B	千円
B / A	%

売上総利益	
販売費・一般管理費	
役員報酬	
その他人件費	
出荷販売経費	0
減価償却費	
営業利益	0
営業外利益	0
営業外費用	0
支払利息	
経常利益	0
税引前当期利益	
法人税等充当額	
税引後当期利益	0
償還財源	
償還金(元本)	
差引余剰	0
施設・機械等の設備投資	

→ 出荷手数料、販売促進費等

→ 税引後当期利益+減価償却費-償還金

② 経営力を背景とした財務内容(資産負債バランス)

項目	金額	主な勘定内訳
流動資産		預貯金( )、売掛金( )、受取手形( )、棚卸( )
固定資産		土地( )、建物( )
繰延資産		
資産合計	0	
流動負債		短期借入金( )、買掛金( )、支払手形( )
固定負債		長期借入金( )
資本		資本金( )、法定準備金( )、剰余金( )
保証債務		

参考: 法人の構成員が当該法人に貸与している土地の価格の合計額 \_\_\_\_\_ 千円



③ 経営上の課題はないか

(営農類型: )

項目	状況	問題・課題点(その改善策)	※問題ありの場合に記載
技術レベル	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
単収	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
品質・単価	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
経営規模	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
コスト	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
販売方法	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
加工流通	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
その他	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		

※自然災害や価格動向の変動等(リスク)への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へ記入してください。

(2) 経営の改善を図るための事業内容

① 経営改善を図るための方策(4の(1)の③の経営上の課題を踏まえ、その改善方を具体的に記載)


※新作物・流通加工・新技術のチャレンジの場合は、その旨を具体的に記入してください。

② 設備資金の使いみちと資金調達

実施年度	投資内容	規模・能力	数量	事業費 【単位:千円】	新設・更新	資金調達計画	
						(自己資金、補助金、借入金等)	(借入金の場合、償還期間)
1					新設・更新		年
2					新設・更新		年
3					新設・更新		年
4					新設・更新		年
5					新設・更新		年
合計							

※目標年度までのすべての設備投資をご記入ください。(自己資金のみによる設備投資を含めてご記入ください。)  
投資内容の欄について、農地等を取得する場合は、田、畑などの用途と、自作地・小作地の別をご記入ください。

③ 運転資金などの主な使いみちと資金調達(研修、調査、研究開発費として必要な資金も本欄にご記入ください。)

長期運転資金の使いみちと算出基礎	必要時期	必要額	償還期間	備考
	月 日	千円	年	
	月 日	千円	年	
	月 日	千円	年	

④ (スーパーL資金について)経営安定のための資金の使いみちと資金調達

資金の使いみちと必要額の算出根拠	必要時期	必要額	償還期間	備考
○負債の整理(※1)	年 月	千円	年	
○資本構成の是正(※2)	年 月	千円	年	
○その他	年 月	千円	年	

※1 金利が高いとか、償還期間が短いといった理由により、現に経営の安定に支障をきたしている既往負債がある場合に、その負債を整理の対象にするものです。

※2 本来は長期資金で対応すべきものを短期資金で対応したために悪化した流動比率を、長期資金への借換えによって是正するものです。

(参考)既往借入金の状況(農業経営以外の借入金も記載してください。)

( 年 月 日現在)

借入先または資金名	主な資金の使いみち	借入年月	現在残高 【単位:千円】	利率	償還期限	据置期限	償還方法 (いずれかを○で囲んでください)
1		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
2		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
3		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
合 計							

⑤ 経営改善のための計画の算出基礎(該当する営農類型について記入してください。)

(耕種)

作目	実績		目標	
	単収	単価	単収	単価

## (酪農)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
経産牛1頭あたり乳量	kg / 頭			濃厚飼料総給与量	t / 年		
乳価	円 / kg			濃厚飼料平均価格	円 / kg		
乳飼費	%			粗飼料総給与量	t / 年		

## (肉用牛)

品種(該当品種に○)		和牛、F1		乳用種、和牛、F1	
区分	単位	実績	目標	実績	目標
素牛	導入頭数	頭 / 年			
	導入月齢	か月			
	導入価格	千円 / 頭			
販売牛	販売月齢	か月			
	販売体重	kg / 頭			
	販売価格	千円 / 頭			
枝肉ランク	%	A4以上	A4以上	B2以上	B2以上
濃厚飼料総給与量	t / 年				
濃厚飼料平均価格	円 / kg				
粗飼料総給与量	t / 年				

## (養豚)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
種豚の品種	♂			肥育豚	出荷日令	日	
	♀				出荷体重	kg	
母豚1頭当り年間産子数	頭 / 年			上物率	%		
母豚平均分娩回数	回 / 年			肥育豚販売手数料	円 / 頭		
販売子豚	出荷日令	日		飼料総給与量	t		
	出荷体重	kg		飼料要求率			

## (採卵鶏)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
鶏種	♂			淘汰方法			
	♀			産卵期間	か月		
導入ヒナ	日令	日		飼料総給与量	t		
	価格	円 / 羽		飼料要求率			
年間導入羽数	千羽			G. P. 経費	円 / kg		
育成率	%						

## (ブロイラー)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
鶏種				育成率	%		
ヒナ購入価格	円 / 羽			出荷日令	日		
鶏舎延坪数	坪			出荷体重	kg / 羽		
坪当たり常時飼養羽数	羽 / 坪			飼料総給与量	t		
餌付回数	回 / 年			飼料要求率			
餌付羽数	千羽 / 年						

※ 営農類型における「実績」欄については、認定新規就農者であって、経営開始初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。

## (3) 計画が実行された場合に収益はどうなるか、融資返済は可能か

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標(5年目)
売上						
記入例 水 稲	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
その他( )						
売上原価						
期首商製品棚卸高						
当期商品仕入高						
当期製品製造原価						
	材料費					
	労務費					
	賃借料					
	その他経費					
	(減価償却)					
期末商製品棚卸高						
売上総利益						
販売費・一般管理費						
	役員報酬					
	その他人件費					
	出荷販売経費					
	減価償却費					
営業利益						
営業外利益						
営業外費用						
	支払利息					
経常利益						
税引前当期利益						
法人税等充当額						
税引後当期利益						
償還財源						
償還金(元本)						
差引余剰						
施設・機械等の設備投資						
農業負債(短期)						
農業負債(長期)						
農外負債						
計						

# 経営改善資金計画書(個人)

<input type="checkbox"/>	農業協同組合		御中
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会		
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫	支店	
<input type="checkbox"/>	銀行	店	
<input type="checkbox"/>	信用金庫	店	
<input type="checkbox"/>	信用協同組合	店	
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫	支店	

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

年 月 日

住所

氏名

印

(注) 金額は千円単位で記入して下さい。

家族構成等				直近年の収支状況 (特別の事情があるときは、直近年の前年を記入しても差し支えない。)			備考				
家族従事者 (農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				区分	農業	農外	(注2)				
年齢	農業従事日数	備考		収入A	千円	(注1) 千円					
歳	日										
歳	日			支出B	千円	千円					
歳	日										
歳	日			(A-B)	千円	千円					
歳	日										
その他の家族(性別、年齢のみ) 男女( 歳)、男女( 歳)、男女( 歳)、男女( 歳)				所得	合計	千円					
雇用労働	常雇	人/年	臨時	農業所得割合 ①/②		%					
経営の概要(固定資産税台帳の写し等内容のわかるものを添付した場合は記入不要)											
経営規模 (a)	田	a	農用施設 (m <sup>2</sup> )	倉庫	m <sup>2</sup>	家畜 (頭羽)	乳牛(成牛)	頭	動力機 具	耕耘機	台
	畑	a		畜舎	m <sup>2</sup>		肉用牛	頭		脱穀機	台
	樹園地	a		堆肥舎	m <sup>2</sup>		豚	頭		田植機	台
	採草放牧地	a		サイロ	m <sup>2</sup>		採卵鶏	羽			
					ハウス		m <sup>2</sup>	ブロイラー		羽	台

(注1)年金、祝金等は農外収入に含めること。

(注2)おおむね5年後の農業所得、労働時間及び農家総所得の目標を記入。

事業・資金・償還計画等						
事業内容	事業目的	種類	数量・規模・能力	事業費		
	(記載例) 現在、甘長とうがらし等を栽培している専業農家ですが、冬場の甘長とうがらしの生産安定、品質の向上を図るため、暖房設備を設置するとともに、トラクターを更新する。	暖房設備 トラクター	一式、M〇型(18C~用) 一台、〇社、〇型、46PS	〇〇〇円 〇〇〇円		
資金計画	所要資金 千円	資金調達				
		制度資金 (資金用途を記入) 千円	その他借入 (左に同じ) 千円	補助 (左に同じ) 千円	自己資金 (左に同じ) 千円	
償還財源等	償還財源(注2)					
	年間償還額 (注1:元本のみ) [償還期間〇年]	農業所得 千円	参考(作目ごとの粗収入を記入) 千円			農外所得 千円
			米麦	果樹 野菜	畜産物	
	備考	家計費( 千円)、租税公課( 千円)				
	元金の償還方法・時期(希望)	(記載例) 元金均等半年賦、毎年6月1日及び12月1日など				
	利息の支払方法・時期(希望)	(記載例) 年〇回、6月、12月				
	最終償還期限	平成 年 月 日				
資産の状況(注3)		既往借入金残高(注4)				
土地	宅地	m <sup>2</sup>	農業近代化資金	千円		
	田	a	日本政策金融公庫資金 (農業改良資金を除く。)	千円		
	畑	a				
	樹園地	a	農業改良資金	千円		
	採草牧草地	a				
	山林その他	m <sup>2</sup>				
建物	居宅	m <sup>2</sup>				
			合計	千円		
預貯金		千円	年間償還金額	千円		

(注1) 今回の借入額を償還期間(据置期間を除く)で除した金額を記入する。

(注2) 償還財源欄は、原則として、おおむね5年目(経営改善の目標年目)時点のものを記入する。  
ただし、この間において、償還財源が最大なときがある場合はその年目のものについて記入する。

(注3) 固定資産税台帳等で把握可能であり、添付された場合は記入不要。

(注4) 資金の種類を問わず(当然、営農口座等による借入金を含む。)、資金の種類ごとに借入金をすべて(営農負債以外のものを含む。)記入する。

<p>新作物・流通加工・ 新技術のチャレンジ内容</p>	<p>(注) 農業改良資金の借入を希望する場合のみ記載し、資金による取組の内容(新作物、流通加工分野、新技術に係る内容)、目標について具体的に記入してください。</p> <div data-bbox="400 344 1433 555" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(記載例) 野菜の露地栽培(〇〇アール)に加えて、(新たに〇〇の)施設栽培(〇〇アール)を導入し、労力の分散による作業の効率化と省力化を図り、さらに品質の向上等による収益性の向上を図る。(新しい生産方式又は新規作物の導入例)</p> </div> <div data-bbox="400 589 1433 799" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(記載例) 農産物の高付加価値化を図るため、まず遠赤外線乾燥技術を導入するとともに餅加工機械等を導入し、〇〇や〇〇などの生産・加工部門を新たに開始する。当面は庭先による対面販売を行うが将来的(〇年後を目途)にはインターネットを活用した販売に取り組む。(新しい生産・加工・販売方式の導入例)</p> </div>
<p>特記事項</p>	<p>(注) 第三者のために保証人になっている場合は、その額及びその明細を必ず記入すること。</p>

(注) 極力具体的に記入するものとし、特に次の点に注意すること。

- (1) 「元金の償還方法・時期」欄及び「利息の支払い方法・時期」欄については毎年の償還期日、分割償還額及び利息支払日を記入する。
- (2) 「資金計画」欄中「その他借入」については借入先、借入時期、「補助金」については交付機関名とその金額、「自己資金」については現金、自家労賃、手持資材別にその金額を記入すること。

# 経営改善資金計画書(法人)

<input type="checkbox"/>	農業協同組合	御中
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会	
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫 支店	
<input type="checkbox"/>	銀行 店	
<input type="checkbox"/>	信用金庫 店	
<input type="checkbox"/>	信用協同組合 店	
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫 支店	

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

年 月 日

住 所

法人名

代表者

印

(注) 金額は千円単位で記入して下さい。

法人の概要						農業所得割合			
設立年月	年	月	資本金			千円			
構成員氏名 <small>※連帯債務者は、氏名に○印を記入</small>	年齢	役職担当	法人従事日数	出資口数	その他・備考	農業に係る直近年の売上高①	千円		
					○構成戸数 ( ) 戸				
					○常時雇用 ( ) 人				
					○臨時雇用 ( ) 人	法人の直近年の総売上高②	千円		
直近の損益状況(特別の事情があるときは直近年の前年を記入しても差し支えない。)(注1)									
区 分		営 業		営 業 外					
利益・収益		A	千円	B	千円				
費 用				C	千円	①/②	%		
経常利益A+(B-C)					千円				
税引後当期利益					千円				
備考	(注2)								
経営の概要(固定資産税台帳の写し等内容のわかるものを添付した場合は記入不要)									
経営規模	田	a	倉庫	m <sup>2</sup>	家畜	乳牛(成牛)	頭	耕耘機	台
	畑	a	畜舎	m <sup>2</sup>		肉用牛	頭	脱穀機	台
	樹園地	a	堆肥舎	m <sup>2</sup>		豚	頭	田植機	台
	採草放牧地	a	サイロ	m <sup>2</sup>		採卵鶏	羽		
	[a]		[m <sup>2</sup> ]	ハウス		m <sup>2</sup>	[頭羽]	ブロイラー	[羽]
参考事項									

(注1) 業務報告書等で把握可能であり、添付した場合は記入不要。

(注2) おおむね5年後の売上高、労働時間及び総売上高の目標を記入。



事業・資金・償還計画等						
事業内容	事業目的	種類	数量・規模・能力		事業費	
	(記載例) 現在の栽培方法では、連作による土壌の障害が発生する為、収益率が下がるので、今回、新技術を導入し、収益の向上及び人手の省力化を図りたい。	ロックウールばら培養装置	一式、〇社、〇型			〇〇〇円
資金計画	所要資金	資金調達				自己資金
		制度資金	その他借入	補助	自己資金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	(資金用途を記入)	(左に同じ)	(左に同じ)	(左に同じ)	(左に同じ)	(左に同じ)
償還財源等	年間償還額 (注1:元本のみ)	償還財源(注2)				税引き 前当期 利益
		営業利益	参考(売上で記入)			
	米麦		果樹 野菜	畜産物		
	[償還期間〇年]	千円	千円	千円	千円	千円
	元金の償還方法 ・時期(希望)	(記載例) 元金均等半年賦、毎年6月1日及び12月1日など				
	利息の支払方法 ・時期(希望)	(記載例) 年〇回、6月、12月				
最終償還期限	平成 年 月 日					
資産の概要(業務報告書等で把握可能であり、添付した場合記載不要)						
項目	金額	主な勘定内訳				
流動資産	千円	預貯金( 千円)、売掛金( 千円)、受取手形( 千円)、棚卸( 千円)				
固定資産	千円	土地( 千円)、建物( 千円)				
繰延資産	千円					
資産合計	千円					
流動負債	千円	短期借入金( 千円)、買掛金( 千円)、支払手形( 千円)				
固定負債	千円	長期借入金( 千円)				
資本	千円	資本金( 千円)、法定準備金( 千円)、余剰金( 千円)				
保証債務	千円					

(注1) 今回の借入額を償還期間(据置期間を除く)で除した金額を記入する。

(注2) 償還財源欄は、原則として、おおむね5年目(経営改善の目標年目)時点のものを記入する。  
ただし、この間において、償還財源が最大なときがある場合は、その年目のものについて記入する。

<p>新作物・流通加工・ 新技術のチャレン ジ内容</p>	<p>(注) 農業改良資金の借入を希望する場合のみ記載し、資金による取組の内容(新作物、流通加工分野、新技術に係る内容)、目標について具体的に記入してください。</p> <div data-bbox="392 369 1430 582" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(記載例)          水稲経営の規模拡大(刈取面積〇〇ha→〇〇ha)により更に一台のコンバインを導入し適期刈取を進めるとともに、環境にやさしい農業の推進のため高精度水田除草機を導入し農薬(除草剤)の散布量を減じる。(新しい生産方式の導入例)</p> </div> <div data-bbox="392 645 1430 936" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(記載例)          飼料給与体系をミキサーフィダーの導入によりTMR方式に改良し、給与技術を改善する。また、繋ぎ飼い方式をフリーストールミルクングパーラー方式に改造し、飼養規模の拡大(成牛〇〇頭→〇〇頭)による低コスト化により収益性の改善を図る。更に〇年目を目途に、自家産牛乳を活用したアイスクリームの製造直売施設を設置し、高付加価値販売に取り組む。(新しい生産・加工・販売方式の導入例)</p> </div>
<p>特記事項</p>	<p>(注) 第三者のために保証人になっている場合は、その額及びその明細を必ず記入すること。</p>

(添付書類例)

- (1) 定款、規約又はこれに準ずるもの。
- (2) 最近年度の業務報告書又はこれに準ずるもの。
- (3) 最近時の試算表又はこれに準ずるもの。
- (4) その他の事業ごとに必要とする書面(例えば農業倉庫においては、販売事業及び倉庫事業の年間収支の実績及び収支予想、設計書、建築許可書など)

※法人格を有しない団体も本計画書に準ずる。

## 認定新規就農者の貸付けに関する意見書

年 月 日

<input type="checkbox"/>	農業協同組合		}	御中
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会			
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫	支店		
<input type="checkbox"/>	銀行	店		
<input type="checkbox"/>	信用金庫	店		
<input type="checkbox"/>	信用協同組合	店		
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫	支店		

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

意見書作成者    都道府県    指導農業士等  
 認定農業者    その他

\_\_\_\_\_ 印

借入希望者	氏名	
	住所	

総合意見	<input type="checkbox"/> 経営改善資金計画書を達成する見込みがある <input type="checkbox"/> 経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある
------	---

	項目	判定	課題の内容等
判断根拠	適性意欲		
	技術知識		

課題があると判断される項目がある場合に、その内容や課題克服の見込みを記載する。  
 「判定欄」の記載は、◎…妥当、○…課題はあるが概ね妥当、△…疑義あり

就農後の指導支援	(作成支援者等による指導・支援体制)
----------	--------------------

(別紙2の(5)の① (第3の1関係))

(記載要領)

1 意見書の作成機関

本意見書は、都道府県（普及指導センターを含む。）が作成（必要に応じて関係機関の意見を踏まえて作成する場合を含む。）する。また、農業経営の指導等を適切に行うことができる指導農業士（これに類するものを含む。）等も作成することができる。

また、意見書作成者の属性を口にチェックを入れる。

2 「総合意見」欄

借入希望者が、今回の借り入れにより経営改善資金計画書を達成する見込みについて、3の「判定」の欄に「疑義あり」が無い場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みがある」に、「疑義あり」が有る場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある」の口にチェックを入れる。

3 「判断根拠」欄

「判定」欄に「疑義あり」がある場合にはその理由を記載する。また、「判定」欄に「疑義あり」が無い場合であっても、課題があると判断する場合は、その内容や課題を克服する見込みを記載する。

項目毎の判定にあたっての目線は次のとおり。

(適性・意欲)

農業を行っていくだけの十分な体力があるか

新たに経営を開始するにあたっての経営感覚・意欲を有しているか

地域の一員として協力し、溶け込もうとしているか

借入希望者に、指導・支援を受ける意思はあるか

(技術・知識)

研修を受けるなどして、経営改善資金計画書の営農計画を行うだけの基本的な技術・知識を身に付けているか

労働力、投資規模、経営改善資金計画書の単価・単位あたり収量は、妥当な水準か

4 就農後の指導・支援

就農後における普及指導センターや研修先、市町村、農業協同組合等による指導・支援についてどの機関が、どの程度の頻度でそれぞれ技術・経営指導の支援を行うのかなど具体的に記載する。

## 確 認 書

年 月 日

<input type="checkbox"/>	農業協同組合		御中
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会		
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫	支店	
<input type="checkbox"/>	銀行	店	
<input type="checkbox"/>	信用金庫	店	
<input type="checkbox"/>	信用協同組合	店	
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫	支店	

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

都道府県 \_\_\_\_\_ 印

下記の借入希望者に係る認定新規就農者の貸付けに関する意見書の内容については、当該意見書作成者の人格・能力等からみて適切であることを確認しました。

### 記

借 入 希 望 者 氏 名

意 見 書 作 成 者 氏 名

意 見 書 作 成 日 年 月 日

経営改善資金計画書の審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
<p>1 これまでの経営状況はどうなっているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か</li> <li>○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析）</li> <li>○ 既貸付金の償還は確実に行われているか</li> <li>○ 経営上の問題点は何か</li> </ul>	<p>必要に応じ普及指導センター・市町村等に照会</p>
<p>2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか ※</li> <li>○ 計画の内容が過大投資になっていないか</li> </ul>	<p>同上</p>
<p>3 収益はどうなるか。融資返済は可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収益見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか</li> <li>○ 償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断）</li> <li>○ 農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか</li> </ul>	<p>同上</p>

※ 農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の実行可能性に疑問がある場合には、1年間、普及指導センター等の指導を受けて、1年後に再度判断するものとする。ただし、借入希望者が認定新規就農者である場合は、普及指導センター等の指導を受けて再度判断を行うものとする。

この部分は必要

平成○年の経営状況報告書(△年目)(個人)

融資機関あて (注)この様式に記載されている事項が含まれている別途書類がある場合は、別紙のとおりと記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。

年 月 日

本人氏名 印

(指導担当者氏名 印)

この欄のみ記入(他の欄は融資機関が予め記入)

(金額単位:千円)

		前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	実績/計画 b/a%	次年度計画	5年目計画
農業粗収入							
記入例 水 稲	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
作業受託収入							
その他( )							
農業経営費							
原材料費							
施設・機械費							
うち減価償却費							
出荷販売経費							
雇用労賃							
支払利息							
支払地代							
その他							
農業所得							
農外所得							
年金被贈等							
農家総所得							
家計費							
租税公課							
償還財源							
償還金(元本)							
差引余剰							
施設・機械等の設備投資							
農業負債(短期)							
農業負債(長期)							
農外負債							
計							

この欄は自動計算

経営改善資金計画と相違がない場合はその旨を記載すれば足りる。

平成〇年の経営状況報告書(△年目)(法人)

融資機関あて

(注)この様式に記載されている事項が含まれている別途書類がある場合は、別紙のとおり記載して、別途書類を添付する等の方法を探っても差し支えない。

年 月 日

本人氏名

印

(指導担当者氏名

印)

(金額単位:千円)

		前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	実績/計画 b/a%	次年度計画	5年目計画	
売上								
記入例 水 稲	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	その他( )							
	売上原価							
期首商製品棚卸高								
当期商品仕入高								
当期製品製造原価								
	材料費							
	労務費							
	賃借料							
	その他経費 (減価償却)							
期末商製品棚卸高								
売上総利益								
販売費・一般管理費								
	役員報酬							
	その他人件費							
	出荷販売経費							
	減価償却費							
営業利益								
営業外利益								
営業外費用								
	支払利息							
経常利益								
税引前当期利益								
法人税等充当額								
税引後当期利益								
償還財源								
償還金(元本)								
差引余剰								
施設・機械等の設備投資								
農業負債(短期)								
農業負債(長期)								
農外負債								
計								

この欄のみ記入(他の欄は融資機関が予め記入)

この欄は自動計算

経営改善資金計画と相違がない場合はその旨を記載すれば足りる。

※法人格を有しない団体も本報告書に準ずる。



(注)一つの融資機関単独で融資審査した場合は別途任意様式を使用しても差し支えない。

別紙5(第5の6関係)

融資審査等総括表

特定地域であるか否かのチェック欄  
特定地域であれば市町村名を○で囲む等

市町村	
普及指導センター／農協	
営農類型／規模	

資金借入申込者氏名

	融資機関記載欄1 { : }	融資機関記載欄2 { : }	融資機関記載欄3 { : }	特別融資制度推進会議記載欄
1 これまでの経営状況はどうなっているのか (経営者の能力)	融資機関名:資金名			
経営マインド	地域の平均と比べて、「平均並み」、「優れている」、「劣っている」で記入	様式別紙2の(3)又は(4)を使用した場合は記入不要。		
技術レベル				
単収				
品質・単価				
規模				
コスト				
家計費				
etc				
2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能なものか	・ 現状から見て実現可能か ・ 過大な投資となっていないか			
3 計画が実行された場合に収益はどうか、借入金の返済は可能か	・ 計画の算出基礎となっている単収・単価は無理がないか ・ 償還は可能か ・ 単収・価格がある程度変動しても償還可能となるよう余裕をもったものとなって			
債権保全措置				
担保提供	千円			
農業信用基金協会保証				
融資額	千円	千円	千円	
農業改良資金を活用することについての都道府県の判断	認定の適否: 適・否			
融資可否の判断				

借入申込書

平成 年 月 日

<input type="checkbox"/>	農業協同組合	} 御中
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会	
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫 支店	
<input type="checkbox"/>	銀行 店	
<input type="checkbox"/>	信用金庫 店	
<input type="checkbox"/>	信用協同組合 店	
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫 支店	

提出先の融資機関にチェックを入れてください。

郵便番号 □□□-□□□□

住所

電話番号 ( )

フリガナ

氏名 印

生年月日 [ 年 月 日生( 歳)]

[ 法人等の場合は、名称及び代表者名 ]

農業経営改善関係資金借入申込額等							
資金名	今回借入 申込金額 (千円)	資金使途	資金必要 年 月	償還期間		払込期日 年 月 日	償還方法 1. 元金均等 2. 元利均等
				年 月まで	うち据置期間 年 月まで		
農業近代化資金							
農業改良資金							
農業経営基盤強化資金							
経営体育成強化資金							
青年等就農資金							
担保(有・無)	所在地	地目・種類	筆数・登記面積 規模(実面積)m <sup>2</sup>	担保種類・ 順位	所有者名		
	(注)前向き制度資金借入申込希望書に記入した事項と変更がない場合は、省略して差し支えない						
農業信用基金協会の保証の有無		有 ・ 無					
連帯保証人	住所	氏名又は法人名		申込者 との関係	職業又は営業内容 (年収又は年商)		
	〒 Tel	年 月 日( 歳)			( 百万円)		
〒 Tel	年 月 日( 歳)			( 百万円)			

(記入上の注意) 国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないでください。

債務保証委託申込書

( 農業近代化資金 ・ 農業改良資金 ・ 農業経営基盤強化資金 ・ 経営体育成強化資金 ・ 青年等就農資金 )

借入れをする資金名を  
○で囲んでください。

平成 年 月 日

農業信用基金協会会長 殿

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

電話番号 ( )

フリガナ

氏 名

印

生年月日 [ 年 月 日生( 歳) ]  
[ 法人等の場合は、名称及び代表者名 ]

下記の借入金について、貴会の保証を受けたいので申し込みます。

記

融 資 機 関				借入予定日	平成	年	月	日
借入金額	千円			借入期間	年	ヵ月間		
借入金用途				うち据置期間	年	ヵ月間		
利 率	年	%		第1回償還日	平成	年	月	日
元金の支払い 方 法	割賦	毎年	月 日	最終償還日	平成	年	月	日
	第 1 回 ~ 第 回	¥	円	利 息 の 支 払 い 方 法	毎 年			
	第 回 ~ 第 回	¥	円		月 日			
第 回 ~ 第 回	¥	円	月 日					
申込者が既に 債務保証を受 けているもの の 内 容	年度	保証番号	現在残高	資 金 名 ( 用 途 )				
			千円					
			千円					

## 農業経営改善関係資金基本要綱の一部改正に係る運用について

平成30年5月9日30経営第408号  
農林水産省経営局経営政策課長・金融調整課長通知

農業経営の法人化は、経営を発展させ次世代に継承していく上で重要であり、国においては、法人化のメリットを周知するとともに、都道府県段階において農業経営相談所を整備し専門家派遣や相談対応等を行う取組を支援する等により、法人化を強力に推進しているところです。

こうした中、農業融資の機会を、農業者が経営発展に向けた今後の事業計画等を作成する機会でもあり、こうした機会を捉え、農業者に対して法人化に向けて必要な支援を行うことは大きな意義があるものと考えられます。

こうしたことから、平成30年5月9日付け30経営第399号において農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依名通知。以下「要綱」という。）の一部を改正し、金融機関が農業制度資金の融資段階で農業者の法人化の意向を確認し、各都道府県段階に設置される農業経営相談所に対して必要な情報を定期的に提供するスキームを設けることにより、都道府県段階における法人化推進の取組を積極的に後押しすることとしております。

この取組に係る留意点を下記のとおりとりまとめましたので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 法人化の意向のとりまとめ

要綱第3の1に基づき「借入申込希望書」の提出を受けた窓口機関においては、法人化の意向について「ある」又は「検討したい」と回答した農業者について別紙の参考様式を参考にとりまとめてください。

#### 2 情報提供の時期

改正後の要綱第5の2の（6）においては、「随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供する」こととしております。

法人化支援は時宜を捉えて行っていくことが重要であるため、法人化の意向や法人化の予定年月も踏まえながら、柔軟に速やかな情報提供をお願いします。

また、年に2回の報告については、5月に提供するものについては、前年11月1日から4月末日までの間についてとりまとめたものを、11月に提供するものについては、5月1日から10月末日までの間についてとりまとめたも

のを、それぞれ提供することを基本とします。

### 3 情報提供先

改正後の要綱第5の2の(6)においては、「都道府県の農業経営相談所に(中略)農業経営相談所が整備されていない都道府県においては、各都道府県」に情報提供することとしています。

窓口機関からの顧客情報の提供に当たり、本人の事前同意が必要となります。改正後の要綱別紙1の「借入申込希望書」においては、個人情報の取扱いに関する同意書を改正し、情報提供先として、法人化推進体制から農業経営相談所に変更していますので、情報提供に当たり本人の同意の有無を確認するよう、お願いします。また、各都道府県における具体的な情報提供先については、後日、都道府県別の担当部署一覧をお知らせします。

提供を受けた担当部署においては、窓口機関から受け取った情報について、どの金融機関からの情報であるか、金融機関名が特定されない形に整理した上で、農業者と連絡を取るために必要な範囲で農業経営相談所の構成員に共有し、活用ください。

### 4 提供情報の活用

改正後の要綱第6の3においては、「窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努める」こととしています。

窓口機関は、金融機関として、借受者に対するコンサルティング機能を発揮し、借受者の経営改善等に向けた取組みを支援していくことが期待される中、法人化に関しても、借受者の経営発展段階等に応じて、適切な助言等を行うよう努めてください。

また、各都道府県においては、農業制度資金を取り扱う金融機関が担う法人化推進に係る役割を踏まえ、必要に応じ、当該金融機関を農業経営相談所の構成員に加えるなど、金融機関との連携構築・強化に向けて適切な対応を取るようお願いいたします。

また、農業経営相談所の側においては、情報提供を受けた農業者に関して、窓口機関による働きかけ状況を確認しつつ、当該農業者に対し、

- ① 法人化に関する相談窓口やセミナーの開催情報を案内する
- ② 法人化についての個別の理解度や取組状況に応じて、必要があれば法人設立に必要な手続きの説明や税理士等の専門家の派遣を行う

など、窓口機関から提供された情報を法人化推進のために最大限活用するようお願いいたします。

### 5 その他

施行日以前に改正前の借入申込希望書を借入希望者に渡した場合については、施行日以降であっても改正前の借入申込書での提出を認めるなど、借入

希望者の負担が増加することがないようにご留意ください。

なお、「農業経営改善関係資金基本要綱の一部改正に係る運用について」  
(平成28年12月27日付け28経営第2311号農林水産省経営局経営政策課長、金融調整課長通知)は廃止しましたので、ご了知下さい。

## 特別融資制度推進会議設置要綱

平成13年 9月12日	13経営第2931号農林水産事務次官依命通知
改正平成14年 7月 1日	14経営第1739号
平成16年10月 1日	16経営第3086号
平成17年 4月20日	16経営第8952号
平成19年 3月30日	18経営第7834号
平成20年 4月16日	20経営第 40号
平成20年10月 1日	20経営第3733号
平成20年10月16日	20経営第4074号
平成20年12月 1日	20経営第4932号
平成21年 5月29日	21経営第 993号
平成23年 4月 1日	22経営第7266号
平成24年 4月 6日	23経営第3564号
平成25年 4月 1日	24経営第3665号
平成25年 5月16日	25経営第 384号
平成26年 4月 1日	25経営第3636号
平成27年 4月 1日	26経営第3306号
平成28年 4月 1日	27経営第3274号
平成29年10月17日	29経営第1629号
平成31年 4月 1日	30経営第3219号
令和元年 7月 2日	元経営第 532号

### 第1 特別融資制度推進会議の設置

地域農業振興のための特別の融資制度であって、関係機関が一括して融資・保証審査等の事務を処理することが適切と認められるもの（以下「特別融資制度」という。）を迅速かつ的確に運営するため、原則として、市町村段階に特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するようお願いする。

### 第2 構成

推進会議は、市町村、農業委員会、農業協同組合、都道府県（普及指導センターを含む。以下同じ。）、都道府県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）、都道府県農業信用基金協会、青年農業者等育成センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の11に規定する青年農業者等育成センターをいう。以下同じ。）その他の特別融資制度の迅速かつ的確な運営のため必要な関係機関により構成することが望ましい。

### 第3 運営

- 1 推進会議の対象となる特別融資制度は、別途通知で推進会議に諮るものとして定める融資制度のほか、必要に応じ、推進会議が指定することができる

ものとする。

2 推進会議の運営は、第2の構成機関における話し合いにより合意した機関が事務局となって行うことが望ましい。

3 本制度の効率的な実施のため、推進会議の運営は、(1)の方法により行うことが望ましく、(2)の方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることが望ましい。

(1) 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。)に委任するものとする。

(2) 推進会議は、以下の方法により審査するものとする。

ア 事務局は、極力案件ごとに融資機関への文書持回り方式により処理を行うこと。

イ 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を送付すること。

ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。)第3の1の(2)の指導農業士(これに類するものを含む。)等による意見書及び第3の1の(4)の都道府県による確認書又は第3の1の(4)の都道府県による意見書(以下単に「意見書」という。)の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限ること。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めること。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催すること。

4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合をいう。

(1) 必要とする借入額が1億5千万円(法人にあっては5億円)を超える場合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。)

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 次に掲げる人・農地プラン等において地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者(当該人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられることが確実であることの証明を市町村から



受けた交付対象者を含む。)が借り入れる場合

(ア) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2の規定により実質化された人・農地プラン

(イ) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部改正について(平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知)による改正前の同実施要綱第2に定める人・農地プラン

(ウ) 農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの

(2) 認定新規就農者(基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合

ア 必要とする青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)の借入額が3,700万円を超える場合

イ 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

5 3の(1)で委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、当該融資機関は、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告する。

6 5の報告を受けた事務局は、速やかに、次に掲げる機関ごとに、それぞれ次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

(2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項等

7 融資機関等は、推進会議での認定に際し、農業経営改善計画(基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。)をいう。)及び青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。)の認定申請及び担保・保証人の設定確保等債権保全も含めた審査を同時併行的に実施し、迅速化と簡素化に十分留意することが望ましい。

8 推進会議の各構成機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。)

#### 第4 その他

第3の2により推進会議の運営の事務局となった機関においては、別紙要領例に準じて「推進会議設置要領」を定めるようお願いする。

##### 附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 特別融資制度推進会議設置要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱に基づいて設置された特別融資制度推進会議（旧要綱第5の2の規定により旧要綱第4に基づいて設置された特別融資制度推進会議とみなされたものを含む。）は、この要綱により設置された推進会議とみなす。

附 則（平成23年4月1日22経営第7266号）

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日23経営第3564号）

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年4月1日24経営第3665号）

この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日25経営第384号）

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年4月1日25経営第3636号）

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日25経営第3306号）

この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第3274号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月17日29経営第1629号）

この通知は、平成29年10月17日から施行する。

附 則（平成31年4月1日付け30経営第3219号）

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日付け元経営第532号）

この通知は、令和元年7月2日から施行する。

(別紙)

－要領例－

## 〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

### 第1 目的

この要領は、〇〇市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする資金)

- ①農業経営基盤強化資金
- ②農業経営改善促進資金
- ③青年等就農資金
- ④スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）
- ・
- ・
- ・

### 第2 協議等事項

推進会議は次の事項について協議等を行う。

- (1) 対象とする資金の貸付けの認定等に関すること。
- (2) 貸付対象者に対する指導・助言等に関すること。
- (3) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

### 第3 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

(行政機関等)

- ①〇〇市
- ②〇〇県(普及指導センターを含む。)
- ③〇〇市農業委員会
- ④〇〇県青年農業者等育成センター  
(融資機関・保証機関)
- ⑤〇〇市農業協同組合
- ⑥〇〇県信用農業協同組合連合会
- ⑦農林中央金庫〇〇支店
- ⑧株式会社日本政策金融公庫
- ⑨〇〇銀行
- ⑩〇〇信用金庫
- ⑪〇〇信用協同組合
- ⑫〇〇県農業信用基金協会  
(その他)

### ⑬税理士その他推進会議が必要と認めるもの

#### 第4 運営等

- (1) 推進会議に会長を置く。
- (2) 会長は〇〇をもってこれに充てる。
- (3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。
- (4) 推進会議の事務局は〇〇が担当する。
- (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。)に委任することとする。

#### イ 次に掲げる方法

(ア)事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。

(イ)事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を送付する。

(ウ)推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。)第3の1の(2)の指導農業士(これに類するものを含む。)等による意見書及び第3の1の(4)の都道府県による確認書又は第3の1の(4)の都道府県による意見書(以下単に「意見書」という。)の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

- (6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。

ア 必要とする借入額が1億5千万円(法人にあっては5億円)を超える場合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。)

- (ア) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合
- (イ) 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第3の4の（1）のイに規定する場合
- イ 認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合
  - (ア) 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合
  - (イ) 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合
- (7) (5)のアにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画(基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画(酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。)をいう。)又は青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。)の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。
- (8) (7)の報告を受けた事務局は次により、速やかに、通知するものとする。
  - ア 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
  - イ その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項

## 第5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途推進会議が定めるものとする。
- (2) 推進会議の各構成機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。)

写

元経営第572号  
令和元年7月2日

都道府県農業制度資金担当部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

特別融資制度推進会議設置要綱第3の4の(1)のイの(ウ)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて

特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。)第3の4の(1)のイの(ウ)の規定に基づき、農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものを下記のとおり定めたので、通知する。

#### 記

設置要綱第3の4の(1)のイの(ウ)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次の1又は2に該当するものとする。

- 1 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)の3の規定により、市町村が「実質化された人・農地プラン」とみなした既存の人・農地プラン
- 2 人・農地プランの具体的な進め方についての4の規定により、一定の要件を満たし、「実質化された人・農地プラン」として取り扱う人・農地プラン以外の同種取決め等

附 則(令和元年7月2日元経営第572号)  
この通知は、令和元年7月2日から施行する。